



～認知症に備えて「任意後見契約」～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人（主に認知症の高齢者）に保護者をつけることで、本人の権利を守り、快適に生活できるように、財産管理や療養看護をサポートする制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

前回に説明しました「財産管理等に委任契約(書)」は、本人の判断能力に問題がないときに利用できるものです。実際に判断能力が低下したときに備えて、元気なうちに「任意後見契約」を結んでおくことをお勧めします。

1. 成年後見制度

「法定後見制度」

すでに本人の判断能力が衰えている場合に、家庭裁判所に保護者を決めてもらうものです。

本人の判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3種類に分けられ、保護の内容もそれぞれ異なります。

「任意後見制度」

まだ本人の判断能力に何の問題も生じてない元気なうちに、将来実際に判断能力が低下したときに、あらかじめ頼んでおいた相手に後見人になってもらうように契約を結んでおくというものです。

※任意後見契約書は、必ず公正証書で作成しなければなりません。

2. 任意後見契約のメリット

- ①財産を守ることができる
- ②治療費や介護費用を調達しやすい
- ③現在の生活を維持できる
- ④相続人になったときに対処がしてもらえる
- ⑤信頼性が高く親族間のトラブルを防止できる
- ⑥任意後見人を選ぶことができる



3. 任意後見人を誰にするか

任意後見人の責任は重く、誠実で実務能力の高い人に依頼する必要があります。

多くの場合は、子どもや配偶者や親戚など親族が引き受けることが多いですが、近年は弁護士や司法書士などの専門家やNPO法人などの法人の割合が増加しています。なお、任意後見人は複数選ぶことが可能です。また、任意後見はいつ発効するかわかりませんので、なるべく若い人を選ぶこともポイントです。

※任意後見人の報酬は、一般的に家族の場合は、報酬をゼロにして、その代り財産を多めに相続できるように遺言することが多いようです。第三者に依頼する場合は、月額1万円～3万円程度が相場です。

4. 代理権の内容は

①財産管理

- a) 不動産を含む全ての財産の管理、処分
- b) 金融機関との全ての取引
- c) 定期的な収入の受取や支出の支払
- d) 日常関連取引に関する事項
- e) 印鑑やキャッシュカードなど重要物の保管や使用など

②療養看護

- a) 入院や介護施設への入所のための契約
- b) 要介護認定の申請や介護サービスの契約・変更、費用の支払など

※代理権の内容については、契約前によく話し合う必要があります。



村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp